

令和8年1月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和8年1月15日（木） 午後1時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
澤 田	真 弓	委 員（教育長職務代理者）
川 邊	幹 男	委 員
元 木	誠	委 員
阿 部	優 子	委 員

3 出席説明員

副教育長	生 田 研 一
教育総務部長	古 谷 久 乃
教育総務部総務課長	加 藤 博 昭
教育改革推進担当課長	緒 方 宣 人
教育総務部教育政策課長	飯 田 達 也
教育総務部生涯学習課長	杉 山 賢 一
教育総務部教職員課長	筒 井 宣 行
教育総務部学校管理課長	大 道 裕
学校教育部長	坂 下 裕 一
学校教育部教育指導課長	鈴 木 史 洋
学校教育部支援教育課長	原 口 尚 延
学校教育部保健体育課長	小 田 耕 生
学校教育部学校食育課長	高 橋 大
学校教育部教育情報担当課長	宮 原 充 宏
中央図書館長	柿 原 美 奈
博物館運営課長	北 山 剛
教育研究所長	杉 戸 美 和

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に阿部委員を指名した。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、12月定例会から本日までの間の所管事項について、報告させていただきます。

お手元の教育長報告資料をご参照いただければと思います。

学校関係の行事としては、1月9日から13日に、読書感想画展を文化会館で開催いたしました。児童生徒から547点の応募があり、2,100名を超える方に観覧していただきました。

また、報告書には記載がございませんが、小学校でインフルエンザによる学級閉鎖が1校行われている状況です。まだ予断を許さない状況ですので、各学校には注意喚起をしていきます。

(質問なし)

教育長 議案の審議に入ることを宣言

日程第1 議案第1号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）』

(教職員課長)

それでは、議案第1号についてご説明いたします。

こちらの教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）は、市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例及び特別措置条例の改正議案が、12月定例議会で可決されたことに伴う規則の改正を、教育長の臨時代理により執行したことを改めて議案として提出し、承認いただくものでございます。

今回の条例改正と規則改正につきましては、施行日を同日とする必要がある

ため、改正条例の施行日であります令和8年1月1日を期日に改正を行いたく、教育長の臨時代理による執行とさせていただきます。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。

まず、A4、1枚右上に参考資料と記載し、表題が改正内容一覧としております紙面をご覧ください。

今回、こちらの表に記載しました4項目の手当について改正を行っております。なお、参考といたしまして、2面には今回の改正を含めた教員特殊業務手当の一覧を示しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

それでは、改正の内容につきましては、順にご説明させていただきますので、お手数ですが別にお配りしている説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、1の改正理由ですが、神奈川県教育職員の4つの手当について改定を行いましたので、本市教育職員につきましても、これに準じて規則改正しようとするものです。

次に、2の改正概要についてです。

初めに、(1)の教育特殊業務手当に係る改正です。

アの第5条第1項第1号につきましては、制度等の解釈に係る文言の整備となります。

続いて、イの第5条第3項につきましては、手当の対象となる時間と金額を改めるものとなります。

まず、①につきましては、非常災害時の緊急業務について、記載の(1)ア、イ、ウ、3点の業務への支給に際し、6時間以上を4時間に緩和し、併せて額を8,000円に増額するとともに、2時間以内については支給を廃止するものです。

また、②につきましては、部活動等に関する業務への支給についてで、2時間以上を1時間に緩和するものとなります。

続きまして、説明資料の2ページをご覧ください。

(2)の義務教育等教員特別手当に係る改正についてです。

初めに、アの第5条の3各号列記以外の部分についてですが、学級を担任する教育職員に各号に掲げる額のほか、3,000円を加算することを規定します。

続いて、イとウの縮減改定についてですが、3ページから5ページの別表2をご覧ください。

こちらには職員の号給ごとに支給される義務教育等教員特別手当額の新旧対照表を記載しており、700円から2,400円の縮減となっております。この縮減分が生じた原資を、先ほど説明いたしました学級担任手当に配分するものとなります。

お手数ですが、説明資料2ページにお戻りください。

続きまして、中段(3)の期末手当基礎額等の加算に係る改正についてです。

こちらは期末手当額を算出する際の月額に加算する額について、これまで再任用職員は対象としていませんでしたが、来年度の支給分からそれぞれ役割に応じた率を加算するものです。

続きまして、(4)の教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額に係る改正についてです。

この改正は、教育職員の教職調整額が、令和8年1月1日より毎年1%ずつ6年をかけて10%まで引き上げられることに伴い、支給の対象とならない4級と5級の職、つまり教頭職と校長職の給料月額に定額を加算するものです。具体的な額としましては、毎年約4,000円ずつを両方の職に加算していき、6年で2万4,200円を増加する増額するものとなります。

最後に、3の施行時期についてですが、冒頭にも触れましたが、公布の日からとなりますので、令和8年1月1日から施行としています。

以上で、議案第1号の説明を終えさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(質問なし)

質問・討論なく、採決の結果、議案第35号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1) 『総合教育会議について』

ア 横須賀市教育振興基本計画に基づく後期実施計画について

イ 須賀市立学校教職員の働き方改革の方針について

(教育政策課長)

本日、午前中に開催いたしました令和7年度第1回横須賀市総合教育会議において、横須賀市教育振興基本計画に基づく後期実施計画並びに横須賀市立学校教職員の働き方改革について、市長と教育委員の皆様で協議がされましたので、その内容をご報告させていただきます。

初めに、横須賀市教育振興基本計画に基づく後期実施計画についてご説明させていただきます。

資料につきましては、教育政策課より提出しております横須賀市教育振興基

本計画に基づく後期実施計画の1ページをご覧ください。

記載の図にありますとおり、本市では令和4年度から令和11年度までを計画期間とする第2次横須賀市教育振興基本計画を策定し、横須賀の目指す教育の姿及び基本的な方針を定め、また基本計画に基づく実施計画について、計画の期間を前期4年間、後期4年間とし、今年度は後期実施計画を策定したいと考えています。

2ページをご覧ください。

計画の体系になります。

表の一番左の基本的な方針ですが、この基本的な方針は、基本計画として示している4つの方針であるため、今回は実施計画の策定のため変更はいたしません。その隣の柱と施策が現在の前期実施計画の体系になります。

3ページをご覧ください。

現在、考えている後期実施計画の体系案になります。前期実施計画では8つの柱、21の施策でございましたが、後期実施計画では9つの柱と27の施策を体系として考えています。

前期実施計画との変更点につきましては、3ページに色づけをさせていただきました柱1、主体的・対話的で深い学びの実現。柱4、誰も一人にさせない学校づくり。柱7、学校・家庭・地域の連携、協働の推進。柱8、安全・安心な教育環境づくり。柱9、教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進になります。

4ページをご覧ください。

今回、重点的に進めさせていただく柱と施策になります。

初めに(1)主体的・対話的で深い学びの実現になります。校務、教育データの連携、分析、利活用、生成AIを活用した取り組みなど、教育現場におけるDXを推進し、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

主な施策は、①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実。②学習環境の整備となります。

(2)「誰も一人にさせない」学校づくりでございます。支援教育及び不登校支援に関する取り組みをさらに推進し、一人一人の状況に応じた学びの機会と支援を受けられる環境を整えます。

主な施策は、①支援教育の改革、②切れ目のない不登校支援の推進、③支援教育と不登校支援の一体化による支援のさらなる充実になります。

続きまして、(3)学校・家庭・地域の連携、協働の推進です。コミュニティ・スクールや部活動の地域連携など、学校、家庭、地域の連携、協働を推進します。

主な施策は、①学校運営協議会のさらなる推進です。

5ページをご覧ください。

(4)安全・安心な教育環境づくりです。児童生徒のための環境づくりや保護

者の負担軽減に関する取り組みを推進し、児童生徒だけでなく保護者も安全・安心な教育環境を整えます。

主な施策は、まず①給食費の支援ですが、保護者の負担軽減を図るため、令和8年度市立学校へ通学する児童生徒に、給食費の支援を行います。具体的には、小学生につきましては、本市の給食費と国からの助成額の差額を市が負担し、給食費を無償とします。また、中学生につきましては、物価高騰による給食費値上げ分を引き続き市が負担します。

次に、②遠距離通学の支援です。安全性の確保や保護者の負担軽減を図るため、遠距離通学となる地域から公共交通機関を利用して、市立学校へ通学する児童生徒に、定期券代を全額助成します。助成の対象の基準につきましては、小学校は通学距離がおおむね2キロメートル以上、中学生は通学距離がおおむね3キロ以上の児童生徒になります。

最後に、(5)教職員の資質・能力の向上、働き方の推進です。学校と教育委員会が一体となり教職員の働き方改革をより推進し、時間外在校等時間の縮減及び教職員の働きがいの向上を図ります。

主な施策は、①教職員の働き方改革の推進です。6ページをご覧ください。

後期実施計画の効果的な推進についてです。後期実施計画に掲載されている施策等を効果的に進めるため、教育、学校DX、地域教育資源の充実と学校との協働、学校組織、教員の働き方改革を一体的に推進していきます。

総合教育会議におきましては、市長からスマホやAIの発達により、子どもたちが様々な情報を手に入れられることが可能となっていますが、そうしたツールを経験則と照らし合わせ、情報をどのように理解し、使っていくかが重要になることに加え、どのような時代が来るか分からない中で、子どもたちが本当の意味で生き抜く力を身につけるためには、家庭、地域、先生が経験則に基づいた知恵、力、勇気を与えていくことが必要であり、こういった本質的なことを理解して計画を進めてほしいとのご発言をいただきました。

教育委員会では、今後、様々なプランと整合を取りながら、後期実施計画の策定に向けて作業を進めてまいります。

以上で横須賀市教育振興基本計画に基づく、後期実施計画についての説明を終わります。

続きまして、横須賀市立学校教職員の働き方改革の方針についてご説明いたします。

教育政策課より提出しております資料、横須賀市立学校教職員の働き方改革の方針についての1ページをご覧ください。

1、教職員の働き方改革の方針についてです。教職員の働き方改革の方針は、教員が教員でなければできないことに集中できる環境の実現を目指すため策定

するもので、現行プランでは、学校と教育委員会が一体となり多くの取り組みを行った結果、目標指標の達成には至っていないものの、時間外在校等時間の縮減など、目標指標の改善傾向が見られます。

現行プランにおける目標指標につきましては、1ページ中四角に囲った部分に記載の4つになります。なお、目標指標に対する令和6年度までの達成状況の詳細につきましては、6ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、2、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてです。

初めに、(1)概要になります。令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、服務を監督する教育委員会は文部科学大臣が定める指針に則して、業務量管理、健康確保措置実施計画を定めることとなりました。また、実施計画を策定した場合、速やかに公表するとともに、総合教育会議に報告する必要があり、さらに実施計画に位置付けた取り組みの実施状況や目標の達成状況などについても、毎年度公表し、総合教育会議に報告することが義務づけられました。

(2)実施計画で定める事項につきましては、①目標として、時間外在校等時間については、1か月45時間以下、1年間360時間以下、②取り組みとして、学校と教師の業務の3分類を地域の実情において記載することとしています。

なお、この学校と教師の業務の3分類の詳細につきましては、3ページに記載してございますので、後ほどご覧ください。

2ページをご覧ください。

3、次期教職員の働き方改革の方針についてです。国の指針に基づく実施計画を盛り込んだ教職員の働き方改革の方針を策定し、令和11年度までの間、学校と教育委員会が一体となり、働き方改革に取り組み、時間外在校等時間の縮減及び教職員の働きがい、ウェルビーイングの向上を目指します。

次期プランの目標指標につきましては、2ページ中、四角に囲った部分に記載のとおり、大きく2つになります。

まず、時間外在校等時間につきましては、月45時間を超える教員の割合、年360時間を超える教員の割合を0%とします。

ウェルビーイングの向上については、現在の職場を働きやすい職場と感じている教員の割合、仕事にやりがいがあると感じている教員の割合を80%以上とします。なお、この目標指標につきましては、昨年度、神奈川県が策定した教員の働き方改革に関する方針、指針に掲げた目標と同じ内容になります。

続いて、(2)方針及び取り組みです。目標指標を早期に達成するため、5の方針を掲げ、教職員の働き方改革に資する様々な取り組みを実施します。

初めに、方針1、学校と教師の業務の3分類の推進です。本市の実情に合わせ、学校と教師の業務の3分類を適切に進め、学校での業務負担を縮減します。

続いて、方針2、その他業務の適正化、ICTを活用した働き方改革の推進です。学校と教師の業務の3分類と併せ、学校現場を支える職員配置のさらなる充実や、業務分担の役割の適正化と明確化を図るとともに、ICT等を活用し業務負担を軽減します。

続いて、方針3、健康管理を意識した働き方改革の推進です。時間外在校等時間の縮減や適切な年次休暇の取得の推進など、心身のリフレッシュを図り、児童生徒への教育に取り組めるような環境を行います。

続いて、方針4、働き方改革に対する意識改革の推進です。学校で実施している好事例を共有し、働き方改革の好循環を生み出すなど、働き方改革を進める上で重要となる意識改革の向上を図ります。

最後に、方針5、教職員の働き方改革の検討体制及び学校へのフォローアップ体制の充実です。学校と教育委員会が一体となり、本指針を進めるためのフォローアップ体制を充実させます。

現プランにおける方針及び取り組みと、次期プランにおける取り組み案の詳細につきましては、続く4ページから5ページに記載をさせていただいております。

次期プランにつきましては、国が示した学校と業務の3分類を方針1に、方針に基づく12の取り組みを記載させていただいております。また、現行プランにおける方針の取り組みを整理させていただき、方針2から方針5に記載させていただきます。

総合教育会におきましては、市長からICTやDXについて、今後も市長部局も協力していきたいとのご発言をいただきました。今後も教職員の働き方改革につきましては、学校現場の状況を把握し、学校、教育委員会、市長部局が連携を図りながら効果的に推進していきたいと考えております。

以上で、総合教育会議についての報告を終わります。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告については、総合教育会議に関する案件になっておりますので、本日の会議を受けて感想等がございましたら各委員からご発言をいただければと思います。

(澤田委員)

午前中の総合教育会議で述べましたように、誰も一人にさせない学校づくりに関しては、現在、支援教育課が鋭意検討している3項目、これまでの取り組みの充実、拡充もありますが、特に新規に計画をしている不登校支援、中核センタ

一の設置やサポートルームの開設につきましては、大いに期待しているところです。

働き方改革の方針につきましては、教職員の資質、能力の向上と一体で考えることが重要だと思っています。働き方改革を進める中で、「研修の時間の確保が難しい」というような話も聞きます。しかし、高度専門職である教員にとって、常に学び続けることが必要です。

不易流行の不易の部分には基盤としてあるにしても、知識やスキルの賞味期限は短期化しております。時代に応じて自ら随時アップデートしていく必要があります。その時間や機会の確保ができるように、AIの活用や校務支援システム、DX化、それから、役割分担の見直し等の業務改善の取り組み、さらにはチームで取り組むこと、同僚性、協働を発揮できるような環境づくりが働き方改革では必要で、それらは、仕事へのモチベーションの向上にもつながるのではないかと考えています。

以上です。

(阿部委員)

私も、今、澤田委員がおっしゃったようなことを感じておりました。

資料8ページの最後のところです。(4)の自己研鑽の時間が確保されているという項目の回答状況の肯定的な数値が低いことが、大変気になっております。

教師にとって、やはり自己研鑽する機会というのは、必要不可欠だと思います。最近では、校内での研究とか、それから授業実践の機会が増え、タイムマネジメントにより、勤務時間内に行われているということも感じてはいます。また、経験年数によって指導員が配置されたり、研修の持ち方や内容も工夫されたりしているということも感じています。

ただ、これらの進め方や参加の仕方によっては、やらされている感にもなり得るし、逆に、積極的、自主的な研修機会にもつながり得るのではないかと感じています。

そのために、教員が授業改善や自己研鑽に割く時間的、精神的ゆとりが持てるような学校風土をつくることは、学校でも努力をしていることだと思います。そのような自己研鑽がしやすい、お互いに刺激しやすい風土になってもらいたいと思っていますが、そのために働き方改革のさらなる推進、それから、学校以外の役割、関与の拡大を、期待します。

今日の午前中の会議でも、市長も協力を惜しまないというような内容のご発言がありまして、大変心強く思いましたので、ぜひそのシステムの中で、応援体制が確立できればよいと感じました。

以上です。

(元木委員)

教育振興基本計画に基づく後期実施計画と、市立学校教職員の働き方改革の方針は、いずれも子どもたちの学びの質を高めるための基盤づくりという点で強く結びついた取り組みであると受け止めました。

その中でも、教職員が子どもたちと向き合い、授業づくりに専念できる環境が不可欠です。そういった意味で、働き方改革は単なる時間外在校等時間の縮減を目的とするのではなく、教職員一人一人が専門性を発揮し、子どもたちの主体的・対話的で深い学びにつなげていくための土台づくりであることが重要だと感じました。

今後は、後期実施計画と働き方改革がそれぞれ独立して進むのではなく、相互に連動しながら現場の実践も確実に反映されていくことを期待するとともに、教育委員としても、その進捗と効果を丁寧に確認しながら、必要な支援や改善につなげていければと感じたところでございます。

以上でございます。

(川邊委員)

午前中にはあまり触れられなかったところなのですが、安全・安心な環境づくりというところで、遠距離通学のことが出てきます。統廃合によって、遠距離通学となる子が出てきましたが、これからもそのような子どもたちが多くなると思っていますので、遠距離通学の子どもたちの支援がますます必要になってくると思いました。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

私からも最後に一言だけお話しさせていただくと、計画を作成すること自体が目的ではなく、これに基づいてどう実践して、子どもたちを育むかということに、これから取り組んでいかなければいけないと、計画の取りまとめの責任者として思っています。

その意味では、多くの先生方にこの計画に共感してもらい、一緒に取り組んでいくという体制をぜひつくっていかなければいけないと思っています。何よりもまず先生方が変わっていくことで子どもたちも変わり、教育現場は変わっていくと思います。私たちがただ絵に描いた餅をそのまま押しつけるのではなく、一緒にやり、改善をしていくという雰囲気づくりにより一層力を入れていかなければいけないのではないかと、今回感じたところです。各課の課長含め、職員の皆さんに伝えて、この計画自身、実際に動ける形に進めるように、努力をして

いただきたいと思います。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

○ 教育長 閉会を宣言

6 閉会及び散会の時刻

令和8年1月15日(木) 午後2時01分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡